登録木材関連事業者 ロゴマークガイドライン

令和7 (2025) 年9月26日作成

このガイドラインは、ロゴマークの基本的な使い方や運用方法について説明するものです。 ロゴマークの使用者は、使用に先立ち、このガイドラインや使用規程で各種条件や禁止事項を確認してください。

目次

- 1 ロゴマークの概要
- 2 ロゴマークの使用者・対象物
- 3 基本ロゴマーク
- 4 ロゴマーク(登録番号なし)
- 基本ロゴマークにおける登録番号の 取扱い
- 6 モノクロ表現
- 7 アイソレーション
- 8 ネガティブ表現
- 9 最小サイズの目安
- 10 禁止事項
- 11 クリーンウッド法に基づく情報伝達 への活用
- 12 作成・改訂履歴

1. ロゴマークの概要



登録:xxx-CLW-xxx

このロゴマークは、以下4点の要素で構成されています。

- ●「木」:木材に関するマークであることを示します
- 「虫眼鏡」:登録要件となっている積極的なデューデリジェンスを連想させる要素です
- 「CLEAN WOOD」:クリーンウッド法に基づくマークで あることを示します
- 登録番号:各登録木材関連事業者の登録番号を加えていた だけます

2. ロゴマークの使用者・対象物

使用者

- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)に基づく**登 録木材関連事業者**であれば、**使用申請不要**でロゴマークを使うことができます。
- このロゴマークを使用する登録木材関連事業者は、**ロゴマーク使用規程とこのガイドライン**を確認 の上、正しくロゴマークを使用してください。
- 登録木材関連事業者でない個人や事業者は、このロゴマークを使うことはできません。

対象物

- ロゴマークは、名刺、納品書、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレットやウェブサイト等で使用することができます。
- 木材・木材製品(クリーンウッド法の対象物品等)やその包装資材にこのロゴマークを表示することは禁止されています。

3. 基本ロゴマーク

• 基本ロゴマークは、登録木材関連事業者であることを示す重要なロゴマークです。マークとして常に同一の形状で再現してください。



CMYK 60, 20, 100, 45

RGB 75, 110, 20

Hex #4c6e16

注釈: CMYK、RGB、Hexとは?

- CMYK、RGB、Hexは色の指定方法の一種。
- 主にCMYKは印刷物に、RGBとHexはウェブデザイン等に使われる。

4. ロゴマーク (登録番号なし)

• ロゴマークは登録番号なしでもお使いいただけます。



5. 基本ロゴマークにおける登録番号の取扱い

• 登録木材関連事業者が記載する場合

自社に付与された登録番号のみの使用が可能です。他社の番号を記載したロゴマークの使用は禁止 されています。

- 登録実施機関が記載する場合
- ①各機関で登録している木材関連事業者の登録番号のみ使用可能です。他機関で登録されている木材 関連事業者の番号を記載したロゴマークの使用は禁止されています。
- ②登録証など登録実施事務規程にかかるものにロゴマークを使用する場合は、登録実施機関登録実施事務規程変更届出書の事前提出が必要です(登録番号の記載の有無問わず)。

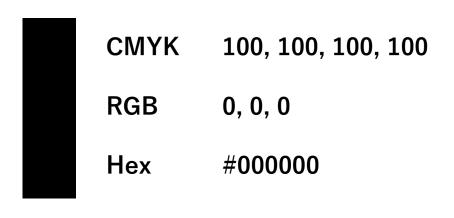
6. モノクロ表現

• 使用媒体の制限などの理由によりカラー表現が不可能な場合はモノクロ表現を活用ください。

登録番号あり







登録番号なし





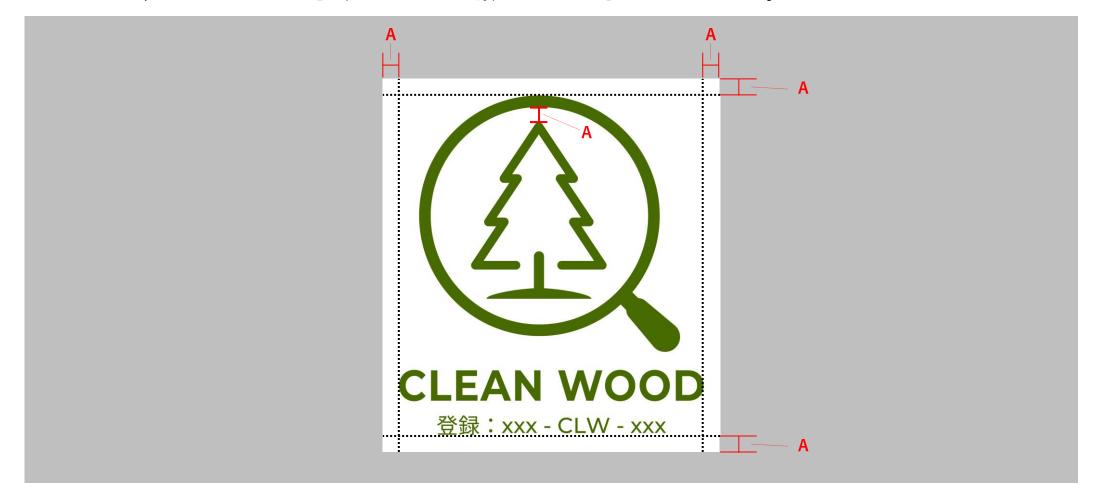
CMYK 0, 0, 0, 0

RGB 255, 255, 255

Hex #ffffff

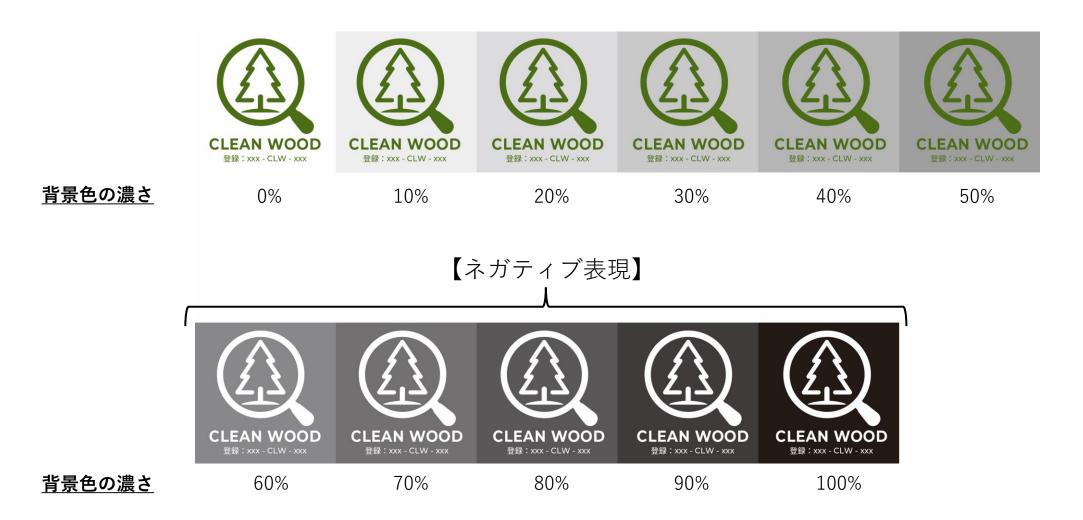
7. アイソレーション

• ロゴマークを配置する場合は、ロゴがしっかりと視認できるよう必ずアイソレーションを守り配置してください。アイソレーションが守られないと、ロゴとは関係のない要素のそばヘロゴが配置されてしまい、ロゴマークの意味が正しく理解されない恐れがあります。



8. ネガティブ表現

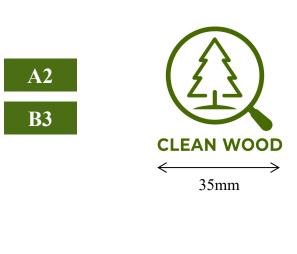
ロゴマークを配置する場合、背景に左右されない視認性が重要です。背景に濃色や写真などがあり、 カラー表現では視認性に欠ける場合は、ネガティブ表現を活用ください。



9. 最小サイズの目安

他者が知覚できるサイズでロゴマークを配置することが重要です。以下のサイズを最小サイズの目安として、媒体に応じて適切なサイズを選択してください。

登録番号のフォントサイズは、ロゴマークの横幅に合わせて調整してください。





名刺







10. 禁止事項(1)

ロゴマーク使用の際に、下記のような識別性を損なうご利用は禁止します。



11. 禁止事項(2)

また、販売する商品が合法性確認木材等であると誤認させうる、下記のようなご利用は禁止します。その他の禁止事項は、使用規程をご確認ください。

【例1】次のような文言とあわせたロゴマークのご利用

- 当社が販売する製品は、次のマークを取得しています。
- 当社が販売する製品は、次のマークに適合しています。

【例2】製品カタログ等において、製品の写真に近接させてロゴマークを配置するようなご利用

12.クリーンウッド法に基づく情報伝達への活用

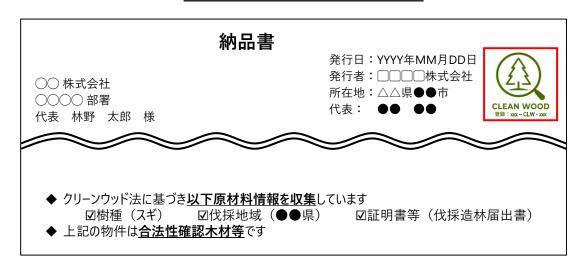
- 登録木材関連事業者は、登録を受けている事業として木材等を譲り渡す際、登録木材関連事業者で ある旨と登録番号の伝達も求められています。
- 登録番号入りの「基本ロゴマーク」を活用することで、この伝達に対応いただけます。

文字での伝達例

納品書 ※ 発行日: YYYY年MM月DD日 発行者: □□□□株式会社 所在地: △△県●●市 代表: ●● ●● 「グリーンウッド法登録木材関連事業者: ○○○ - CLW - XXX ● クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています 回樹種 (スギ) 図伐採地域 (●●県) 図証明書等 (伐採造林届出書)

◆ 上記の物件は**合法性確認木材等**です

ロゴマークでの伝達例



13. 作成・改訂履歴

| 作成・改訂日 | 改訂ページ | 改訂内容 |
|------------|-------|------|
| 2025年9月26日 | P1~13 | 新規作成 |